

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、児童扶養手当関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、養育している児童の数に応じて、法令に基づきに定められた金額をその父、母、又は児童の養育者に対し支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。 児童扶養手当の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共同システム電子申請サービスでの受領により取得する。特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している。 ①児童扶養手当の認定の請求、手当の額の改定の請求、現況の届出による支給額の決定 ②児童扶養手当の支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外に関する届出、障害の状態の届出、氏名及び住所変更、資格喪失による支給要件の確認 (特定個人情報のうち情報連携ネットワークを通じ、住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による障害児入所支援、措置情報、若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、公的年金給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、公金受取口座に関する情報、戸籍に関する情報を取得、特定個人情報の内部利用として生活保護情報) なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。
③システムの名称	児童扶養手当システム、福祉システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人管理システム(宛名システム)、中間サーバーシステム、番号連携システム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、徳島県電子自治体共同システム(電子申請・届出システム)、ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ(令和7年10月から設定等の適用)、共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	児童扶養手当法第30条 番号法第9条1項 別表の56の項 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表の56 2. 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 [第2条における情報提供の根拠] 17,20,42,72,89,90,125155 [第2条における情報照会の根拠] 81
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市 子ども未来部 子育て支援課 手当医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5564
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当該システムへのアクセスにおいては、生体認証によって本人認証を行うとともに、アクセス権限への付与を必要最低限の職員に限定している。また、年度ごとにアクセス可能な職員の名簿を更新し、退職・異動により業務を離れた職員についてはもれなく権限を削除している。 また、アクセスログを記録しシステムの利用状況を追跡調査できる環境を整備している。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月4日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、養育している児童の数に応じて、法令に基づきに定められた金額をその父、母、又は児童の養育者に対し支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している。 ①児童扶養手当の認定の請求、手当の額の改定の請求、現況の届出による支給額の決定 ②児童扶養手当の支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外に関する届出、障害の状態の届出、氏名及び住所変更、資格喪失による支給要件の確認 (特定個人情報のうち情報連携ネットワークを通じ、住民票情報、所得情報、児童福祉法による障害児入所支援、措置情報、若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、公的年金給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報を取得、特定個人情報の内部利用として生活保護情報(予定)) なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)第19条第7号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、養育している児童の数に応じて、法令に基づきに定められた金額をその父、母、又は児童の養育者に対し支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している。 ①児童扶養手当の認定の請求、手当の額の改定の請求、現況の届出による支給額の決定 ②児童扶養手当の支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外に関する届出、障害の状態の届出、氏名及び住所変更、資格喪失による支給要件の確認 (特定個人情報のうち情報連携ネットワークを通じ、住民票情報、所得情報、児童福祉法による障害児入所支援、措置情報、若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、公的年金給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報を取得、特定個人情報の内部利用として生活保護情報(予定)) なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)第19条第7号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	事後	条例の制定による変更
平成28年3月4日	I-3 個人番号の利用	児童扶養手当法第30条 番号法第9条1項別表第1の37の項	児童扶養手当法第30条 番号法第9条1項別表第1の37の項 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条	事後	条例の制定による変更
平成28年3月4日	公表日	平成27年3月31日	平成28年3月4日	事後	その他項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、養育している児童の数に応じて、法令に基づきに定められた金額をその父、母、又は児童の養育者に対し支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している。 ①児童扶養手当の認定の請求、手当の額の改定の請求、現況の届出による支給額の決定 ②児童扶養手当の支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外に関する届出、障害の状態の届出、氏名及び住所変更、資格喪失による支給要件の確認 (特定個人情報のうち情報連携ネットワークを通じ、住民票情報、所得情報、児童福祉法による障害児入所支援、措置情報、若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、公的年金給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報を取得、特定個人情報の内部利用として生活保護情報 なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)第19条第7号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、養育している児童の数に応じて、法令に基づきに定められた金額をその父、母、又は児童の養育者に対し支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している。 ①児童扶養手当の認定の請求、手当の額の改定の請求、現況の届出による支給額の決定 ②児童扶養手当の支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外に関する届出、障害の状態の届出、氏名及び住所変更、資格喪失による支給要件の確認 (特定個人情報のうち情報連携ネットワークを通じ、住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による障害児入所支援、措置情報、若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、公的年金給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報を取得、特定個人情報の内部利用として生活保護情報 なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)第19条第7号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による変更
平成28年9月20日	4-② 法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 12,15,26,30,47,57,64,65,87 [別表第二における情報照会の根拠] 57	1. 番号法第19条第7号 別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 13,16,26,30,47,64,65,87,116 [別表第二における情報照会の根拠] 57	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による変更
平成28年9月20日	5-② 所属長	子育て支援課長 大西 範雄	子育て支援課長 青木 英樹	事後	人事異動による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月13日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、養育している児童の数に応じて、法令に基づきに定められた金額をその父、母、又は児童の養育者に対し支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している。 ①児童扶養手当の認定の請求、手当の額の改定の請求、現況の届出による支給額の決定 ②児童扶養手当の支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外に関する届出、障害の状態の届出、氏名及び住所変更、資格喪失による支給要件の確認 （特定個人情報のうち情報連携ネットワークを通じて、住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による障害児入所支援、措置情報、若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、公的年金給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報を取得、特定個人情報の内部利用として生活保護情報 なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法）第19条第7号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、養育している児童の数に応じて、法令に基づきに定められた金額をその父、母、又は児童の養育者に対し支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。 児童扶養手当の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共同システム電子申請サービスでの受領により取得する。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している。 ①児童扶養手当の認定の請求、手当の額の改定の請求、現況の届出による支給額の決定 ②児童扶養手当の支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外に関する届出、障害の状態の届出、氏名及び住所変更、資格喪失による支給要件の確認 （特定個人情報のうち情報連携ネットワークを通じて、住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による障害児入所支援、措置情報、若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、公的年金給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報を取得、特定個人情報の内部利用として生活保護情報 なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法）第19条第7号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	事前	子育てワンストップサービス導入による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月13日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム、福祉システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人管理システム(宛名システム)、中間サーバーシステム、番号連携システム、住民基本台帳(コミュニケーションサーバー)ネットワークシステム	児童扶養手当システム、福祉システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人管理システム(宛名システム)、中間サーバーシステム、番号連携システム、住民基本台帳(コミュニケーションサーバー)ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、徳島県電子自治体共同システム(電子申請・届出システム)	事前	子育てワンストップサービス導入による修正
平成29年6月13日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 13,16,26,30,47,64,65,87,116 [別表第二における情報照会の根拠] 57 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [情報提供の根拠] 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第44条、第59条の2 [情報照会の根拠] 第31条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 13,16,26,30,47,64,65,87,116 [別表第二における情報照会の根拠] 57 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [情報提供の根拠] 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 [情報照会の根拠] 第31条	事後	根拠条文の記載漏れによる追加
平成29年6月13日	II-1 対象人数	対象人数 1万人以上10万人未満 いつ時点の計数か 平成27年4月1日	1,000人以上1万人未満 いつ時点の計数か 平成29年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
平成29年6月13日	II-2 取扱者数	いつ時点の計数か 平成27年4月1日	いつ時点の計数か 平成29年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
平成30年7月11日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満 いつ時点の計数か 平成29年4月1日	1,000人以上1万人未満 いつ時点の計数か 平成30年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
平成30年7月11日	II-2 取扱者数	いつ時点の計数か 平成29年4月1日	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅱ-1 対象人数	1,000人以上1万人未満 いつ時点の計数が 平成30年4月1日	1,000人以上1万人未満 いつ時点の計数が 平成31年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直し による修正
令和1年6月26日	Ⅱ-2 取扱者数	いつ時点の計数が 平成30年4月1日	いつ時点の計数が 平成31年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直し による修正
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和2年9月16日	Ⅱ-2 取扱者数	いつ時点の計数が 平成31年4月1日	いつ時点の計数が 令和2年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直し による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月15日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、養育している児童の数に応じて、法令に基づきに定められた金額をその父、母、又は児童の養育者に対し支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。 児童扶養手当の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共同システム電子申請サービスでの受領により取得する。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している。 ①児童扶養手当の認定の請求、手当の額の改定の請求、現況の届出による支給額の決定 ②児童扶養手当の支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外に関する届出、障害の状態の届出、氏名及び住所変更、資格喪失による支給要件の確認 (特定個人情報のうち情報連携ネットワークを通じて、住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による障害児入所支援、措置情報、若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、公的年金給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報を取得、特定個人情報の内部利用として生活保護情報 なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)第19条第7号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、養育している児童の数に応じて、法令に基づきに定められた金額をその父、母、又は児童の養育者に対し支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。 児童扶養手当の支給に関する事務において必要となる申請内容、個人番号及び個人情報については、窓口での受入及び徳島県電子自治体共同システム電子申請サービスでの受領により取得する。 特定個人情報ファイルについては次の事務に使用している。 ①児童扶養手当の認定の請求、手当の額の改定の請求、現況の届出による支給額の決定 ②児童扶養手当の支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外に関する届出、障害の状態の届出、氏名及び住所変更、資格喪失による支給要件の確認 (特定個人情報のうち情報連携ネットワークを通じて、住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による障害児入所支援、措置情報、若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、公的年金給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報を取得、特定個人情報の内部利用として生活保護情報 なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)第19条第8号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による変更
令和3年10月15日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二	1. 番号法第19条第8号 別表第二	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月15日	I-5 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 子育て支援課	子ども未来部 子育て支援課	事後	組織改正による変更
令和3年10月15日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	徳島市 保健福祉部 子育て支援課 手当医療係	徳島市 子ども未来部 子育て支援課 手当医療係	事後	組織改正による変更
令和3年10月15日	II-1 対象人数	いつ時点の計数か 令和2年4月1日	いつ時点の計数か 令和3年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和3年10月15日	II-2 取扱者数	いつ時点の計数か 令和2年4月1日	いつ時点の計数か 令和3年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和4年9月9日	II-1 対象人数	いつ時点の計数か 令和3年4月1日	いつ時点の計数か 令和4年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和4年9月9日	II-2 取扱者数	いつ時点の計数か 令和3年4月1日	いつ時点の計数か 令和4年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月7日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	(略) ①児童扶養手当の認定の請求、手当の額の改定の請求、現況の届出による支給額の決定 ②児童扶養手当の支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外に関する届出、障害の状態の届出、氏名及び住所変更、資格喪失による支給要件の確認 (特定個人情報のうち情報連携ネットワークを通じ、住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による障害児入所支援、措置情報、若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、公的年金給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報を取得、特定個人情報の内部利用として生活保護情報 なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)第19条第8号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	(略) ①児童扶養手当の認定の請求、手当の額の改定の請求、現況の届出による支給額の決定 ②児童扶養手当の支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外に関する届出、障害の状態の届出、氏名及び住所変更、資格喪失による支給要件の確認 (特定個人情報のうち情報連携ネットワークを通じ、住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による障害児入所支援、措置情報、若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、公的年金給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、公金受取口座に関する情報を取得、特定個人情報の内部利用として生活保護情報) なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)第19条第8号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	事前	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和5年9月6日	II-1 対象人数	いつ時点の計数か 令和4年4月1日	いつ時点の計数か 令和5年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正
令和5年9月6日	II-2 取扱者数	いつ時点の計数か 令和4年4月1日	いつ時点の計数か 令和5年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月16日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	(略) ①児童扶養手当の認定の請求、手当の額の改定の請求、現況の届出による支給額の決定 ②児童扶養手当の支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外に関する届出、障害の状態の届出、氏名及び住所変更、資格喪失による支給要件の確認 (特定個人情報のうち情報連携ネットワークを通じ、住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による障害児入所支援、措置情報、若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、公的年金給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、公金受取口座に関する情報を取得、特定個人情報の内部利用として生活保護情報) なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)第19条第8号別表第二に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	(略) ①児童扶養手当の認定の請求、手当の額の改定の請求、現況の届出による支給額の決定 ②児童扶養手当の支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外に関する届出、障害の状態の届出、氏名及び住所変更、資格喪失による支給要件の確認 (特定個人情報のうち情報連携ネットワークを通じ、住民票関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による障害児入所支援、措置情報、若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報、公的年金給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、公金受取口座に関する情報、戸籍に関する情報を取得、特定個人情報の内部利用として生活保護情報) なお、当該事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条に規定された必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有・管理する。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による変更
令和6年9月16日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	児童扶養手当法第30条 番号法第9条1項 別表第1の37の項 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条	児童扶養手当法第30条 番号法第9条1項 別表の56の項 徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第2条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月16日	I-4 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 13,16,26,30,47,64,65,87,116 [別表第二における情報照会の根拠] 57 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 [情報提供の根拠] 第10条の3、第12条、第19 条、第35条、第36条、第44条、第59条の2 [情報照会の根拠] 第31条	1. 番号法第19条第8号 別表の56 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律第19条第8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する 命令第2条 [第2条における情報提供の根拠] 17,20,42,72,89,90,125155 [第2条における情報照会の根拠] 81	事後	行政手続きにおける特定の個人 を識別するための番号の利用 等に関する法律の改正による 変更
令和6年9月16日	II-1 対象人数	いつ時点の計数か 令和5年4月1日	いつ時点の計数か 令和6年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直し による修正
令和6年9月16日	II-2 取扱者数	いつ時点の計数か 令和5年4月1日	いつ時点の計数か 令和6年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直し による修正
令和7年9月1日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム、福祉システム、新窓口 対応システム(庁内連携システム)、個人・法 人管理システム(宛名システム)、中間サー バーシステム、番号連携システム、住民基本台 帳(コミュニケーションサーバー)ネットワークシ ステム、サービス検索・電子申請機能(マイナ ポータル)、徳島県電子自治体共同システム (電子申請・届出システム)	児童扶養手当システム、福祉システム、新窓口 対応システム(庁内連携システム)、個人・法 人管理システム(宛名システム)、中間サー バーシステム、番号連携システム、サービス検 索・電子申請機能(マイナポータル)、徳島県電 子自治体共同システム(電子申請・届出システ ム)、ガバメントクラウド上のオブジェクトストレ ージ(令和7年10月から設定等の適用)、共通基 盤システム	事前	システム移行の設定等適用に よる
令和7年9月1日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和7年9月1日	II-1 対象人数	いつ時点の計数か 令和6年4月1日	いつ時点の計数か 令和7年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直し による修正
令和7年9月1日	II-2 取扱者数	いつ時点の計数か 令和6年4月1日	いつ時点の計数か 令和7年4月1日	事後	しきい値判断記録票の見直し による修正